

住居確保給付金のしおり

～家計の立て直しのための～
(転居費用補助)

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する者の死亡、離職、休業等により世帯収入が大きく減少し、家計の見直し（家計改善支援事業）を行い、転居により家計全体の支出が改善される場合、転居費用相当額（上限あり）を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

- ◆ 支給額：転居に要する費用のうち、支給対象となる経費。ただし、転居先の住居が存在する市町村の住居扶助基準に基づく額に3を乗じた額を上限とする。

世帯人数に応じ、次の表のとおり（和泉市に転居をする場合）。

※世帯の考え方は、同居かつ生計を同じくしていることです。

世帯人数	支給限度額
単身世帯	117,000円
2人世帯	141,000円
3～5人世帯	153,000円

■支給方法

原則不動産業者等への代理納付。

転居費用補助の対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">● 転居先の住宅に係る初期費用（礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料）● 転居先への家財の運搬費用● ハウスクリーニングなどの現状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）● 鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">● 敷金● 契約時に払う家賃（前家賃）● 家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

転居費用補助を受けるための要件

申請時に以下のすべての項目に該当する方が支給対象となります。

1. 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれのある者であること。
2. 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
3. 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
（収入減少時には主たる生計維持者ではなかったがその後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
4. 申請日の属する月において、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が「収入基準額」以下であること。【3頁支給要件参照】
5. 申請日において、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（現金、預貯金、株式等）の合計額が、基準額×6（上限100万円）以下である。
【3頁支給要件参照】
6. 家計改善支援事業における家計に関する相談支援において、その家計改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
7. 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
8. 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。
9. 生活保護を受給していないこと。

支給要件（収入基準額・資産基準額）

●収入額基準表（前頁④）

世帯人数	①基準額	+家賃（上限額）	②収入基準額（上限額）
1人	92,000円	39,000円	131,000円
2人	139,000円	47,000円	186,000円
3人	172,000円	51,000円	223,000円
4人	214,000円	51,000円	265,000円
5人	255,000円	51,000円	306,000円
6人	297,000円	55,000円	352,000円
7人	334,000円	61,000円	395,000円

※家賃額は、1頁の上限額が適用されます。

※①基準額以下は全額支給、①基準額以上②収入基準額未満は一部支給。1頁参照。

（例）

1人世帯 家賃35,000円

基準額92,000円 + 家賃35,000円 = 収入基準額127,000円

3人世帯 家賃60,000円

基準額172,000円 + 家賃上限額51,000円 = 収入基準額223,000円

●資産額基準表（前頁⑤）

世帯人数	金融資産
1人	552,000円
2人	834,000円
3人以上世帯	1,000,000円

※負債がある場合、金融資産と相殺はしません。

住居確保給付金（家賃補助）の申請をするために必要なもの

※各提出書類の写しについては、確認のため原本をご提示ください

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）
- ③ 本人確認書類（次のいずれか）
 - 運転免許証、マイナンバーカード、旅券、各種福祉手帳、在留カード等（各1点）
 - 資格確認書、住民票、戸籍謄本等（各2点）
- ④ 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し（給与明細書、雇用保険受給資格者証、公的給付（年金）の振込通知等）
- ⑤ 世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡または申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休職等をしたことが確認できる書類の写し（戸籍謄本等、給与明細書、雇用保険受給資格者証、公的給付（年金）の振込通知等）
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入が確認できる書類の写し
（給与明細書、雇用保険受給資格者証、公的給付（年金）の振込通知等
自営業等の場合は事業収支がわかるもの ※月の収支がわかるもの）
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産（預貯金額等）が確認できる書類
 - 金融機関の通帳等（WEB通帳含む）の写し
 - 株式、債券、投資信託等をお持ちの方は、金額を確認できる資料の写し
- ⑧ 住居確保給付金要転居証明書（家計改善支援事業で認められた場合のみ交付）
※（持家の場合のみ）居住の維持費用を確認できる書類
支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

◆追加確認書類

- ① 入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）（入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者等が必要事項を記載したもの）
- ② 初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類等）

住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定まで

①家計相談（目安3ヶ月程度）

- 家計改善支援の結果、転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められた場合「住居確保給付金要転居証明書」を交付します。

②転居費用補助の申請

- 必要書類と「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」、「住居確保給付金申請時確認書（転居費用補助）」を提出してください。

③入居予定住居の確保

- 家計改善支援を受けて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な賃貸住居を確保してください。
- 入居可能な住宅が確定した後、「入居住宅に関する状況通知書」に必要事項を不動産仲介業者等に記載していただき、くらしサポート課に提出してください。
- 初期費用の他に、転居に要する費用が見込まれる場合は必要に応じて、その額の内訳が確認できる書類・各種見積書を提出してください。

④審査

- 申請書の審査は添付書類及び追加確認書類等が一式揃ってからとなります。
- 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、審査や支給に要する期間等を考慮して、不動産仲介業者等と調整を行ってください。
- 確保しようとする住居が、家計改善支援で示された家賃額を超える場合はご相談ください。
- 審査では必要に応じて、支給申請者の資産および収入の状況について、法律に基づいて官公署に必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求める場合があります。

⑤結果

- 審査の結果、申請内容が適切であると判断された場合、「住居確保給付金支給決定通知書」を本人に交付します。
不動産媒介業者等に対しては、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを本人よりお渡しください。

転居後について

- ◆住宅入居日から7日以内に、「住居確保報告書」に賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写し、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）を添付して提出してください。
- ◆実際の支出額が当該支給額を上回っていた場合、支給額の上限度以内かつ支給対象経費であれば追加支給できる場合があります。
- ◆また、必要に応じて、転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況の確認をする場合があります。

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

- ◆住居確保給付金（転居費用補助）は、原則一人一回の支給です。
- ◆ただし、住居確保給付金（転居費用補助）の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件を満たしている方に限り、再支給を受けることができます。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収することになります。

さらに初期費用等が必要な場合は

「初期費用」の用意が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方につきましては、社会福祉協議会の「生活福祉資金」をご相談ください。

<総合支援金（生活支援費）>

貸付限度額	単身世帯：月15万円以内 / 複数世帯：月20万円以内
貸付期間	原則3ヶ月以内
据置期間	貸付期間終了後から6ヶ月以内
償還期限	10年以内
貸付利子・連帯保証人	
	連帯保証人有：無利子 / 連帯保証人無：年1.5%

<緊急小口資金>

貸付限度額	10万円以内
据置期間	貸付日から2ヶ月以内
償還期限	12ヶ月以内
貸付利子	無利子
連帯保証人	不要

【お問い合わせ先】

和泉市社会福祉協議会

住所：和泉市府中町4-20-4

電話：0725-43-7513・7514

生活にお困りの方に

くらしサポート課では、住居確保給付金や就労支援以外にも、家計相談や弁護士相談等の事業を実施しています。また、必要に応じて関係部署・関係機関と連携した支援も行っています。

生活にお困りのことがありましたら、支援員にお気軽にご相談ください。

収入要件

算定対象	算定対象外
<p>◆税引前の稼得収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金、賞与 ※通勤手当は算定対象外 ・事業収入（経費を差し引いた控除後の額） ・原稿料 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っている場合に限る） <p>※事業収入赤字は0円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬 ・不動産賃貸収入（経費を差し引いた控除後の額） ・家賃収入 <p>◆税引前の収入全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業等給付 （国家公務員法退職手当法等の規定による雇用保険の失業等給付に相当する給付を含む） ・各種年金 ・年金生活者支援給付金 ・特別障害給付金 ・軍人恩給 ・仕送り（同居配偶者等以外） ・養育費（右記以外） ・婚姻費用分担金 ・慰謝料（継続的なもの） ・障害補償費 （公害健康被害の補償等に関する法律） ・健康保険傷病手当金 ・ボランティアで得た収入（交通費分は除く。） 	<p>◆特定の目的のために支給される手当・給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当 ・公的年金における子の加算額 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・児童手当 ・里親に支給される手当等 ・奨学金（貸与型・給付型は問わない） ・児童育成手当（自治体独自の手当） ・養育費（裁判所等にて作成された証明書等により、客観的に子の養育という「特定の用途・目的のために支給される手当・給付」であることが確認可能である場合） <p>◆職業訓練受講給付金</p> <p>◆各種保険金の受取等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険（配当金含む） ・損害保険 ・学資保険 ・産科医療補償制度において受け取る補償金等 <p>◆一時的な収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慰謝料（一括で支払われるもの） ・仮払金（裁判所の賃金仮払い仮処分によるもの） ・通常短期間支給される手当・給付・休業補償給付、療養補償給付（労災保険） ・義援金 ・配当金 ・株式等の売却益 ・退職金 ・未支給年金 ・ネットオークションで得た収入（事業として行っていない場合） <p>◆雇用継続給付（高齢・育児・介護）</p> <p>◆原則22歳以下かつ就学中の子の収入</p> <p>◆給与等に含まれる通勤手当</p>

(参考)

【金融資産要件】	
算定対象	算定対象外
◆現金 ◆預貯金・財形貯蓄 ◆債券・国債 ◆株式・出資金 ◆投資信託 ◆暗号資産 ◆NISA	◆生命保険 ・個人年金保険（養老保険） ・学資保険 ◆確定拠出年金 ・個人型iDeCo ・企業DC

お問い合わせ先

和泉市暮らしサポート課

TEL : 0725-99-8100 (生活相談係)

FAX : 0725-41-1778

